



鈴木 勇人がムーンバット<8115>株式の大量保有報告書を提出



東証2部のムーンバット<8115>について、鈴木
勇人が7月27日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「ムーンバット株式会社と取引関係にある者がムーンバット株式会社株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする。」によるもの。

報告書によると、鈴木
勇人のムーンバット株式保有比率は、5.04%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年7月15日。